

# 静岡市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案） 市民意見応募手続（パブリックコメント）の結果の概要について

## 1 意見募集期間

令和7年2月7日（金）～3月10日（月）

## 2 周知方法

（1）市ホームページへの掲載

（2）市窓口・施設での閲覧及び配布（男女共同参画・人権政策課、市女性会館、市立図書館、各区の市政情報コーナー）

## 3 意見提出の状況

提出者数9人 意見数70件

提出方法 (人)	電子申請	郵送	FAX	持参	計
	8			1	9

性別 (人)	女性	男性	無回答	計
	6	2	1	9

年代 (人)	～19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70歳～	不明	計
				2	4	2	1		9

## 4 主な意見の概要

別紙のとおり

No.	意見等		静岡市の対応	
	分野	意見の概要	対応	考え方
1	計画策定の趣旨 (P1 第1章1)	本書及び概要を含めた計画管理の事務部門として、市民局男女共同参画・人権政策課男女共同参画・人権政策係の業務が増加します。法律上の位置づけは「努力義務」であり、計画を策定しないことも可能ですが、策定することとした市としての意義をご教示ください。（業務量増加に伴う人件費の増大の可能性があるため、業務が増加してでもやるべき意義を市として整理しておく必要があります。業務量（特に計画改定時の前年度）によっては人員の増加もご検討ください。）	参考意見	女性が抱える困難な問題が多様化、複合化し、複雑となっている中で、市が単独で女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供することはできません。ジェンダー平等と人権尊重の理念のもと市の役割を適切に果たしていくため、そして各部署、関係機関及び民間の支援団体の連携・協働により、困難な問題を抱えている女性への支援を総合的かつ計画的に推進していくために、本計画を策定することとしました。
2	計画策定の趣旨 (P1 第1章1)	ジェンダー平等>平等権>基本的人権の順序での包括概念と考えられ、「ジェンダー平等」>「人権」になってしまうので、「ジェンダー平等と人権尊重」では重複してしまいます。また、本書では特に男女平等⇒ジェンダー平等を中心とする内容であり、人権尊重は不要ではないでしょうか。（焦点がぼやけてしまうのではないのでしょうか。） なお、基本方針、基本計画では、人権は「人権の擁護」の使い方が多い気がします。（ジェンダー平等、人権尊重は視点・見方が中心、人権の擁護は行動中心です。）	修正なし	憲法上、法の下での平等（平等権）が保障されていますが、未だに「男は仕事、女は家事」に代表される固定的な性別役割分担意識があり、賃金格差による女性の経済的困窮などジェンダーに関する課題が根強く残っています。 また、女性はDV被害や性的な被害に遭いやすいことや予期せぬ妊娠など女性特有の問題があり、男性よりも人権が侵害されやすい状況にあり、女性の抱える困難な問題の要因の1つとなっていると考えています。 このような状況のもと、本計画では、困難な問題を抱える女性への支援のためには、基本理念として、ジェンダー平等と人権尊重に基づくことが必要と判断しています。
3	計画の位置づけ (P2 第1章2)	第4次静岡市男女共同参画行動計画に関連する計画として整合性を図るのはとても重要で、賛同します。	参考意見	本計画は、男女共同参画行動計画と関連する計画として整合性を図ることを意識して作成しています。いただいたご意見を踏まえ、今後の行動計画の中間見直しや改訂にあたって関連計画の整合性を意識していきます。
4	女性相談に関する現状と課題 (P3～第2章1(1))	第2章(1)について、「相談をためらう理由」として、一番多い内容が「相談しても解決しないと思った」とあります。それは困難さについて周囲からの理解を得られない、例えば困難の原因はその女性に問題があるなどの批判を受けていることも考えられます。トランスジェンダー含む女性全体が困難を抱えやすいのは、社会構造の問題です。女性が相談をしやすいうに、いわれなき批判を止めるような公的な働きかけも必要だと感じます。	修正なし	本計画 取組6「教育・啓発」の中で、幼少期から、ジェンダー平等、人権尊重に関する教育・啓発を行っていくこととしています。ジェンダー平等、人権尊重への理解を促進していくことで、トランスジェンダーを含む女性全体が抱えている困難な問題への理解を広げていきます。
5	女性相談に関する現状と課題 (P3～第2章1(1))	既存の福祉や制度だけでは漏れてしまう人（例えば同居親から暴力を受けたことがあり引きこもりの成人女性など）がいて、広い意味で支援するための「困難な問題を抱える女性」という言葉を使うのではないのでしょうか。 対象者をこれまでのルールで限定しない、また、既存の支援に当てはめる際に枠組を拡げるような言葉をこの基本計画の中に入れて欲しいと思います。	修正なし	本計画では、根拠法令等で支援の対象者を定めているような「既存の支援の枠組」を広げることまではできませんが、「既存の支援の枠組」から漏れてしまう人への支援について、本市の支援の方向性も示しています。例えば、方針1には、相談に至っていない女性を相談窓口につなげることをあげています。また、取組2では、広く一般女性を対象とする総合相談窓口の広報・周知を図ることとしています。

No.	意見等		静岡市の対応	
	分野	意見の概要	対応	考え方
6	女性相談に関する現状と課題 (P3～第2章1(1))	困難な問題を抱える女性の多くは、誰にも相談できない孤独な状況が長く続き、さらなる問題を生んでいる場合が多いかと思えます。そして生活することさえ困難になった時、その絡み合った問題の糸口を見つけることは、長い時間、子どもの巻き込み、支援機関への負担が生まれてきます。そしてその予備軍が数多くいることも確かです。そんな現状の早期発見を目指して「気軽に話せる相談場所」を作り、または維持し、1対1の相談場所の他、あるテーマを決めた、グループカウンセリングなどを実地し、共に分かち合い、助け合う場所作りも必要だと思えます。	修正なし	本計画では、取組1で気軽に立ち寄ることができる居場所の提供など、支援を必要とする女性の早期把握につながる取組を行うこととしています。困難な問題を抱え、支援を必要とする女性が早期に把握できるように関係部署、民間の支援団体と連携・協働し、取り組んでいきます。
7	女性相談に関する現状と課題 (P3～第2章1(1))	私の職場の同僚の東南アジアの女性も知能指数が高いです。外国人は言葉の壁により疎外感を感じているとのことですが、ぜんぜん、うちとける職場で逆に日本人に自分の国の言葉を教えてくれます。むしろ、女・子供を甘くみている男社会が（男の上司のほうがかからん）悪いと感じています。人はとかく他人をうらやんだり、妬んだりするものです。容姿・裕福・地位・経済力などなど	修正なし	本計画の策定過程において、民間の支援団体へのヒアリングを通じ、外国人住民の女性の中には家族と一緒に日本に来たが、言葉の壁により疎外感を感じ、引きこもってしまう人がいることが分かりました。外国人住民の言葉の習熟度は様々ですが、本計画では、このような外国人住民の女性の存在を念頭に置き、支援の対象としています。
8	女性相談に関する現状と課題(P3～第2章1(1)) 取組（相談機能の強化）(P14～第4章1)	トランスジェンダーを支援する場合、問題が複合的であるため事業の実施において民間団体間の横の連携も必要になります。連携のために仕組みを作ってほしいです。	参考意見	民間の支援団体間の横のつながりは、女性やトランスジェンダーへの支援の充実につながるものと考えています。今後の具体的な取組の実施にあたり、意識していきたいと考えています。
9	女性相談に関する現状と課題(P3～第2章1(1)) 取組（相談機能の強化）(P14～第4章1)	「相談をためらった経験がある人は全体の42.9%となっています（図1）。」について、図4「相談したきっかけ」という質問から、図1「相談をためらった経験」は相談を1回でもしている者が回答していると考えられ、「ためらった結果、相談しなかった」という層が含まれておらず、実際には「ためらった経験がある」はもっと高いと考えられます。「ためらった結果、相談しなかった」割合を含めて推定しないと、「実態」調査として母集団（≒市民全体）の適正な調査結果とは言えないのではないのでしょうか。たとえば、図3「R6 女子高校生向けアンケート」調査結果報告では、「9. 公的な相談機関の利用状況と利用しない理由」として、「学校以外にも、公的な相談機関があります。このような相談機関を1回でも利用したことはある？」は3.4%、「7. 心配ごとや悩み」で高ストレスの者は47人/266人≒17.7%であり、実際の悩みがあって相談していない者は最大5.1倍に上る可能性があります。	修正なし	本アンケート調査は、現に困難な問題を抱える女性がどのような「傾向」にあるのかを把握し、施策の方向性を検討するために行った調査となります。困難な問題を抱える女性は、相談をためらったことがあるのか、どうい理由で相談をためらうことが多いのか、相談したきっかけは何だったのか等の「傾向」は捉えることができたと考えています。

No.	意見等		静岡市の対応	
	分野	意見の概要	対応	考え方
10	女性相談に関する現状と課題 (P5～第2章1(1))	標本数が100人・件未満にもかかわらず、%（割合）を示すことに違和感を覚えます。（図2の4.2%、図4の2.9%、図10の9.1%は実際には1人・件であり、あまりにも少ない。）「人」「件」などで表すことはできないでしょうか。（静岡市在住女性への質問の場合、静岡市女性人数約34.5千人で標本数が50程度であれば標本誤差が15%ほど出てしまい、文中でも「最も多い」「次いで、」などは言うてはいけません。）	計画に反映	概要 図1-4、本書 図1,2,4,5のアンケート内容は、広く静岡市在住女性を対象とするものではなく、現に困難な問題を抱える女性を対象に「どのような理由で相談をためらうことが多いのか」調査するものです。標本数は限られていますが、困難な問題を抱える女性がどのような理由で相談をためらうことが多いのかについての「傾向」はとらえることができていると考えています。 なお、表記の仕方については、本書：割合と件数を併記、概要：単一回答は割合表示、複数回答可は件数表示に統一します。
11	女性相談に関する現状と課題 (P7～第2章1(2))	「相談内容の多様化・複合化」について、変「化」していることがわからないデータとなっています。単に「多様かつ複合的な相談内容」ではいけないのでしょうか？ (ジェンダーは比較的新しい社会問題ですが、そのほかの相談内容はこれまでもあった内容。本書の図6では相談件数が減ってきていることもあり、搭載された図では読み取れないです。このため、「化」を付けるのであれば、ぜひ「経年で変化してきている状況」の記載をお願いしたいです。)	計画に反映	ご意見を踏まえ、項目の表記を修正するとともに、法の制定にあたって、女性たちが直面している問題が多様化し、また複合的な問題を抱えている女性の増加も指摘されてきたこと、現在、女性が抱えている問題が多様になっていることは、女性会館で実施している女性相談の傾向にも現れていることを記載します。
12	女性相談に関する現状と課題 (P7～第2章1(2))	とてもよく分析されていると思いました。各部署・関係機関との連携及び民間の支援団体との協働はとても大切です。ただ各部署・関係機関にジェンダー平等の視点を持ってもらうことは不可欠なので、男女共同参画・人権政策課がイニシアティブをとって、静岡市女性会館があることを活用して協働を進めて下さい。	参考意見	市が女性支援の役割を果たすためには、各部署・関係機関との連携及び民間の支援団体との協働は不可欠と考えています。今後とも各部署、関係機関、女性会館と連携・協働し、取組を進めていきます。
13	女性相談に関する現状と課題 (P7～第2章1(2))	昨年1月に静岡大学の先生の呼び掛けで女性支援をしている団体が主体的に集まって意見交換会をしました。民間の団体がそれぞれの強みを発揮して活動している一方で、県の婦人相談連絡協議会の方の話では、市町に32人の相談員がいるが市町（浜松、静岡市は各区）に1人配置が多く、相談員自身が相談できる環境や研修が十分でなく不安を抱えて仕事をしている方が多いといった印象を持ちました。支援機関同士の連携するためには、お互いが顔の見える場を作ることを計画にも位置付けてもらうことが大切だと思いました。	参考意見	市の支援機関へのヒアリングでは、各部署、関係機関との連携については支援担当者が日々の支援を行う中で知識、経験の積み重ねで実施していることが分かりました。現在、担当者個人の知識、経験、ネットワークを支えられた支援機関の連携を組織的に強化していきたいと考えています。
14	民間の支援団体との協働に関する現状と課題 (P8～第2章2(1))	第2章2などに書かれている民間支援団体との協働は、実態に即した当事者のニーズをふまえられるという点で有効であると感じます。ただし、データで示されているように運営資金が確保されないと事業化できないので運営資金の確保が必要です。運営資金の確保をお願いします。運営資金が確保できれば、この計画に書かれていることは、実施できる内容も多いと感じています。	参考意見	本計画の方針3では、「民間の支援団体との協働を図るとともに、その活動を支援すること」としています。今後とも民間の支援団体との協働の重要性や民間の支援団体が抱える課題を女性支援に関わる各部署と共有していきます。

No.	意見等		静岡市の対応	
	分野	意見の概要	対応	考え方
15	女性支援に関わる人の育成に関する現状と課題 (P10～第2章3(1))	市の福祉に関わる職員にはジェンダー視点を持って仕事に取り組み、困難を抱える女性に対応してもらいたいです。そのためにはジェンダー平等の視点を学ぶ研修は欠かせない。そのことに言及されている点は良かった。ぜひ研修のあり方、内容を具体的に検討して実施して下さい。	参考意見	ジェンダー平等の視点は本計画を策定するうえで特に重視した視点の1つです。いただいたご意見は今後の取組実施に取り入れ、関係部署と連携し本計画に基づいた施策を推進していきます。
16	計画の方針、施策の体系	支援調整会議等の連携体制、女性支援に関わる人の育成に期待します。支援調整会議や女性支援に関わる人材育成は、福祉担当課でなく男女共同参画・人権政策課が中心になり、静岡市女性会館の職員の知見も活用するといいいのではないかと。	参考意見	困難な問題を抱える女性を理解し、その気持ちを尊重した、寄り添う支援を行うためには、支援を担当する人への研修、スキルアップが必要と考えています。研修等の実施にあたっては、女性会館職員の知見を活用させていただきます。
17	支援内容（相談機能の強化） (P14～第4章I1(2))	女性会館の相談室では、逃げる、別れる決心をしたDV相談者に加え、加害者から逃げる、離れる決心がつくまで面接や電話で相談者の伴走をしたり、加害者と暮らし続けると決めた、決めざるを得ない相談者の心と体の健康を守る方法を一緒に考え、面接や電話相談でつながりながら見守りを続けたりしています。このように配偶者暴力相談支援センターとは異なる女性会館相談室の果たしている役割や、その必要性をご理解いただきたいと思います。 また、女性会館の相談は「女性のための総合相談」であることから、実に様々な相談が寄せられています。相談者の健康、子育て、仕事、地域での悩みなど、一見関係ない話題から、相談者自身も自認していないDV被害や経済的困窮を発見することが多いです。被害や困難を発見する場となっていると感じています。（方針（1）） 今後、他の相談機関の状況によっては、これまで以上に女性会館の相談室を必要とする方が増えると考えています。 今後とも女性会館の相談事業の必要性が伝わるような計画にしていだけるよう真に願います。	計画に反映	市女性会館相談室の「女性のための総合相談」は、市が支援対象者である女性にとって身近な支援の「きっかけ」となる相談機能を果たすために重要な役割を果たしていると考えています。 ご意見を踏まえ、取組2「相談機能の強化」において、女性会館における「女性のための総合相談」について広報・周知することを明示します。
18	支援の体制 (P16～第4章II(1))	支援連携会議や支援者育成には、静岡市女性会館をぜひ加えて欲しいです。静岡市女性会館（その指定管理者も含む）は、静岡市や県内の民間団体とも連携しており、困難な問題を抱える女性の実態を把握しています。また国立女性教育会館、全国女性会館協議会や全国の男女センターと連携し、ジェンダー平等に関する情報も多く持っています。全国単位で事例報告したり研修講師も務めている者も複数おり、静岡市が施策を進めていく上で充分役に立つことができると考えます。	参考意見	市女性会館は、各種講座、女性相談など、市が支援対象者である女性にとって身近な支援の「きっかけ」となる重要な役割を果たしているだけでなく、広く民間団体との連携を進めていると承知しています。今後とも施策の実施にあたり、市女性会館と連携していきたいと考えています。
19	支援体制（連携体制） (P16～第4章II(1))	区分・施策内容が「連携体制づくり」に対し、推進項目が「～支援の実施」「体制の強化」になっているため、「連携体制づくり」という区分・施策内容を変更するか、推進項目を「つくる」ところにとどめるのか、表記の検討をお願いします。	計画に反映	ご意見を踏まえ、区分・施策内容の表記を修正します。

No.	意見等		静岡市の対応	
	分野	意見の概要	対応	考え方
20	指標 (P17～第4章Ⅲ)	自分の個人的な悩みだと考えている「困難な問題を抱える女性」にとって、第三者に相談するのは非常にハードルが高く、相談をためらうのが普通です。指標「相談をためらったことがある人の割合」を半分未満に引き下げるのは無理があり、また、指標としても行政（権力です）が相談者を抑圧する方向に行きかねません。 児童虐待・いじめ問題もそうですが、まずは相談をしてもらうこと（きちんと見える状況にすること）自体が重要ではないでしょうか？ P7 図6でR5の相談件数が急減している状態が良いことなのか、それとも市民が相談を避けているのか、現状を見定めて妥当な相談件数を目標にすることなどご検討ください。	修正なし	本計画「女性相談の現状と課題」で述べているように、困難な問題を抱えていても相談をためらってしまう各種要因があり、相談窓口につながっていない人がいることから、その要因を軽減することに取り組み、まずは相談してもらえるようにすることが重要であると考えています。そのため、各取組が進むことで、相談をためらう要因が軽減され、「相談をためらう女性が減っていくこと」を目標としています。 他方で、相談件数自体が増減する要因は様々考えられるため、相談件数の増減では各取組が進んでいるのかどうか測ることは難しいと考えます。
21	全体について	基本計画案で使用されている言葉「トランスジェンダー」について、支援対象に含まれる人が具体的にわからないので、明確にする必要があります。そうでないと、支援を受ける対象であるかもしれないのに問い合わせや支援を求められない可能性があるため、「トランスジェンダー」という言葉について、「戸籍上」と「性自認」が女性であると対象であることがわかるように明記する工夫が必要です。	計画に反映	ご意見を踏まえ、本計画案の支援対象に含まれるトランスジェンダーについて明記します。
22	全体について	「困難な問題を抱える女性」として、トランスジェンダーも対象になっていることが嬉しいです。トランスジェンダーの居場所事業の回数を増やしてほしいと思っています。	参考意見	本計画は、本市における困難な問題を抱える女性への支援の基本的な方向性を示すものです。具体的な居場所事業の回数についてご要望は、今後の施策の内容あたり参考とさせていただきます。
23	全体について	トランスジェンダーですが、相談の仕方がわかりません。医療の相談先や相談の仕方の事例（こういう相談をしたらこういう対応があった。こういうことで困っていた時にここに相談に行ったなど）、医療情報一覧、福祉の窓口が知りたいです。	参考意見	本計画の取組2では、相談窓口の広報・周知及び問題解決に向けたロードマップ（道のり）の可視化に取り組んでいくこととしています。民間の支援団体とも連携・協働し、相談窓口、相談の仕方の事例について広報・周知に努めていきます。
24	全体について	どんな人が相談にのってくれるのかわからなくて相談に踏み切れないので、相談員について事前に知りたいです。	参考意見	関係機関、民間支援団体と連携・協働し、安心して相談していただけるように取り組んでいきます。
25	全体について	課題1に関しては、特に若年層が相談に至らない割合が多いのではないのでしょうか。方針1でSNS相談の仕組みづくりとあるが、若年層を拾いあげる施策を明記した方がよいと思います。 第3章の基本的考え方に、女性が自己決定が出来る支援、女性に対する暴力根絶の内容が必要だと感じました。	修正なし	本計画案は困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方向性を示すものとなります。若年層を拾い上げる施策について「SNSなどの多様な手段で相談できる仕組みをつくること」を方向性として示しています。 また、女性自身が自らを守り、生きる力を育むため、ジェンダー平等、人権尊重及び各種支援について、幼少期からの教育・啓発による理解促進を図り、早期から予防的支援を行うことを通じて、女性が自己決定できる支援、女性に対する暴力を根絶していくことにつなげていきたいと考えています。

No.	意見等		静岡市の対応	
	分野	意見の概要	対応	考え方
26	全体について	男女共同参画・人権政策課が担当して基本計画を策定しているのはとてもいいと思います。女性への支援にジェンダー平等の視点は欠かせません。とすれば、福祉や教育等の部署にジェンダー平等の視点が足りない、もしくはないために困難な問題を抱える女性を支援という名のもとに傷つけたり、適切な対応がなされていない事例が多いと感じています。男女共同参画・人権政策課がリーダーシップを取って、関連部署と連携を取って計画に基づいた施策を推進されることを望みます。	参考意見	ジェンダー平等の視点は本計画を策定するうえで特に重視した視点の1つです。本計画の策定過程で行った、民間の支援団体へのヒアリングでも同様のご意見をいただき、計画に反映させたところです。今後とも、関係部署と連携し本計画に基づいた施策を推進していきます。
27	その他	公金の支出を伴う政策であるので、公金が支出先で正しく使われているかを判断するための会計監査は厳しく行うべきと考えます。 事業の特殊性等を理由に監査を省略するような事態があってはなりません。	参考意見	公金の支出については会計監査において厳正に監査されており、今後も引き続き公金が正しく使われるように対処していきます。
28	—	「他の箇所と表現が若干異なっているため、調整したほうがよい」、「どのような調査を行ったのか、調査内容を教えてもらいたい」など、文言、文章表現、図表、資料等に関するご意見（43件）	—	ご意見を踏まえ、反映すべきと判断したものについて反映しました。